

市営住宅入居者募集要項

まちづくり部 地域計画課

■ 入居申込受付期間

令和8年5月11日（月）～ 令和8年5月15日（金） 9:00～17:00

■ 市営住宅 募集団地の概要（低所得者向け）

| 団地名 | 所在 | 階層 | 間取り | 募集住戸 | 優先入居 （指定） | 入居予定月 |
|-------|---------|-----|------|---------|--------------|--------|
| 河原町団地 | 河原町 3-2 | 2階建 | 3DK | 2棟 102号 | | 令和8年8月 |
| 河原町団地 | 河原町 3-2 | 3階建 | 3DK | 4棟 101号 | | |
| 河原町団地 | 河原町 3-2 | 3階建 | 3DK | 5棟 202号 | 子育て世帯枠 | |
| 市山団地 | 市山 3-1 | 3階建 | 3LDK | 2棟 22号 | 子育て世帯枠 | |
| 市山団地 | 市山 3-1 | 3階建 | 3LDK | 4棟 22号 | | |

- 申込者数が募集戸数を上回った場合は公開抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。
- 申し込みは、1世帯1住戸に限ります。

■ 申込方法

- 上記申込受付期間中に「市営住宅入居申込書」及び「公開抽選会参加届出書」を、丹波篠山市役所本庁舎2階 まちづくり部地域計画課住宅政策係へ提出してください。（郵送不可）
- ★申込受付時に、「入居申込受付書兼入居者抽選会参加書」を必ずお受取りください。
- ★「入居申込受付書兼入居者抽選会参加書」は団地ごとに実施する公開抽選会の受付に提出してください。（公開抽選会の開始時間は別途ご案内します。）

■ 公開抽選会

抽選日 : 令和8年5月26日（火）
会場 : 丹波篠山市役所 本庁舎 4階 401会議室

【お問合せ先】

丹波篠山市役所まちづくり部地域計画課住宅政策係
電話：079-552-1111（内線246）
FAX：079-552-0619
E-mail：chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp

■ 入居者資格（低所得者向け）

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

ただし、次の項目に該当する方については単身入居が認められます。

- ア. 令和8年5月15日現在で、60歳以上の方
- イ. 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級の方
- エ. 療育手帳の交付を受け、AからB2の方
- オ. 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方
- カ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- キ. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- ク. 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方
- ケ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
- コ. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方
 - ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所が出した命令の（もともなった）申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

※上記ア.～コ.のいずれかに該当する方であっても、常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、除きます。

2. 入居される世帯の合計収入月額が15万8千円以下であること。

ただし、表-1（裁量階層世帯）に該当する世帯の場合にあっては、21万4千円以下であること ※収入月額の求め方については8～9ページを参照

3. 現在、住宅に困窮していることが明らかな方であること。

現在、市内の公営住宅に入居または入居決定されている方は、申し込みできません。民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。持ち家のある方は、市が指定する入居日までに持ち家を処分できることが必要です。

4. 暴力団員でない方

申込者本人および同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

※兵庫県警察に照会する場合があります。

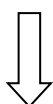
5. **子育て世帯であること（子育て世帯優先の住戸へ入居申込みをされる場合）**
子育て世帯優先の住戸へ入居申込みをされる場合は、1. ～ 4. の入居者資格に加え、以下のいずれかの世帯であることが必要です。
- ・同居者に中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯
 - ・夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯（婚約・内縁関係を含む）

表－１【裁量階層世帯】

| 該 当 世 帯 | 該 当 要 件 |
|----------------|---|
| 高齢者世帯 | <p>申込者が60歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが60歳以上又は満18歳未満の方である世帯に限る） （年齢は、申込期間末日現在の満年齢）</p> |
| 障害者世帯 | <p>入居する方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯 ① 身体障害者手帳 1～4 級の方 ② 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方 ③ 療育手帳「A」又は「B 1」もしくは「B 2」判定の方 ④ 障害者基礎（国民）年金及び障害厚生年金の 1～2 級の方</p> |
| 戦傷病者世帯 | <p>入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第 6 項症まで、又は、第 1 款症の障がいのある方がいる世帯</p> |
| 被爆者世帯 | <p>入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯</p> |
| 引揚者世帯 | <p>入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯</p> |
| ハンセン病療養所入所者等世帯 | <p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯</p> |
| 子育て世帯 | <p>子育て世帯のうち同居者に中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯</p> |

■ 申込みから入居まで

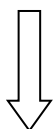
申込み（入居申込者）



令和8年5月11日（月） ～ 5月15日（金） 9:00～17:00

- ・上記期間中に「市営住宅入居申込書」及び「公開抽選会参加者届出書」をご提出ください。

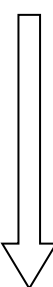
申込み記載内容等の確認（丹波篠山市）



申込書の記入不備等により受付できないことがありますのでご注意ください。

- ・書類の不足及び記入不備がなければ、「入居申込受付書兼入居者抽選会参加書」が交付されます。

公開抽選会（申込者＞募集戸数の際に実施）



申込者が募集戸数を上回ったときは、公開抽選とします。

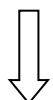
- ・公開抽選は、申込者（代理者を含む）が抽選を行うことを原則とします。
ただし、申込者（代理者を含む）がやむを得ない事情等により公開抽選会に参加できない場合は、丹波篠山市（地域計画課）に委任することができます。
- ・公開抽選会の参加者は、公開抽選会参加者届出書に記載いただきます。
- ・抽選会開始時刻に受付が完了していない場合には、丹波篠山市が委任を受けたものとして抽選を行います。

入居説明会（丹波篠山市）



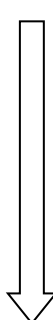
公開抽選会の終了後、当選された方に対し、資格審査に使用する必要書類や入居にあたっての手続きの説明を行います。

入居住戸下見（希望者）



希望される場合は、入居住戸の下見を行っていただけます。住戸によって損耗の度合いに違いがありますが、基本的に現状渡しとなります。ご了承いただいた上で入居申し込み手続きをお願いします。

資格審査（丹波篠山市）



入居説明会でお渡しする入居申込案内書で指定する必要書類に基づき、資格審査を受けていただき、入居資格の正式な決定を行います。

なお、指定する期間内に申込者本人又は同居者が必ず来庁してください。

来庁されない場合は、当選を取り消すことがあります。

**※審査の結果、失格となる場合があります。
その場合は、原則、補欠順位1番の方が当選者となります。
(以降、資格審査から入居までを繰り返します。)**

契約書審査（丹波篠山市）



入居許可書を発行し、賃貸借契約書をお渡しいたしますので、入居許可日から10日以内に家賃3か月分の敷金を納付の上、契約書を提出してください。

入居

■ 申込上の注意事項

1. 申し込みは、一世帯一住戸に限ります。
2. 単身者で常時介護が必要な方は、入居資格の判定のため、生活状況等についての申立書や医師の診断書等の提出を求めています。
3. 入居資格を満たしていても、団地及び自治会で円満な生活を営むことができない方は入居申し込みを控えてください。（各々の規則や申し合わせを遵守していただく必要があります。）
4. 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申し込みできません。
5. 所得等については、必要に応じて会社などに対して事実確認を行うことがあります。申込書記載事項が、事実に相違したり住宅に困窮していなかったり、収入基準に合わないことが判明した場合には、入居資格はなくなります。
6. 申込者及び同居しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合は、入居できません。
7. 入居にあたっては、申込書に記載されている全ての方に入居していただきます。
8. 下記のような条件付きで申込み可能となる方は、丹波篠山市が指定する入居日までに条件を満たすことができなければ、入居できなくなります。
※条件を満たしたことを証明する書類の提出を求めます。
イ) 持ち家のある方 → 持ち家を処分できていること。
ロ) 被災者資格で申込みする方 → 被災住宅が解体されていること。
ハ) 離婚調停中の方 → 離婚が成立していること。
ニ) 婚姻予定の方 → 入居許可日までに入籍できること。
9. 入居許可書で指定する入居可能の日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できること。

■ 入居上の注意事項

1. 空き住戸は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住戸ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なっておりますので、ご承知おきください。
日常的な修繕（消耗品の交換、設備の調整等）は入居者の方の負担になります。
※構造に関わる重大な修繕は市負担です。
2. 団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育は認めません。（ペット禁止）
※盲導犬等を必要とされる方は、ご相談ください。
3. 団地内では、駐車場以外に自動車の駐車はできません。
※駐車場がない団地については、周辺の民間駐車場をご利用ください。
4. 入居後、住戸内の改造は、原則認めません。
※手摺等の設置については申請が必要となります。（退居時に原形復旧）
5. 入居後は毎年、お住まいの方全員の収入を申告していただきます。
また、収入の変動により一定額以上の収入になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
6. 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります。
7. 家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（団地及び自治会等で徴収）として、電気代（防犯灯、階段灯等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担）等が必要となります。
8. 家賃の納付は、原則、口座振替となります。（丹波篠山市内に支店を有する金融機関のみ）
9. 入居後の世帯の異動（死亡・転出等）については、条例に基づく届出、同居については事前に許可が必要となりますのでご相談ください。

■ 家賃について

家賃額は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なるほか、毎年実施する収入調査の結果（収入月額）により適用される家賃が変わります。

今年度の家賃については、10ページ以降のとおりとなっていますので参考にしてください。

■ 収入月額の求め方

8～9ページ を参照してください。

■ 入居者及び補欠登録者について

- ・ 申込者が募集戸数を上回ったときは、公開抽選とします。入居者及び補欠登録者（登録期間：抽選日から次回の市営住宅入居者公募の日までの間）を決定します。

○公開抽選会

抽選日：令和8年5月26日（火）

会 場：丹波篠山市役所 本庁舎 4階 401会議室

※抽選を丹波篠山市に委任された場合は、職員による抽選を実施し、後日、結果を郵送します。

○補欠登録期間

公開抽選会終了後から次回の市営住宅入居者公募の日まで

※今回の募集住戸について入居予定者が入居しない場合に限り、補欠順位に従い入居を斡旋します。

■ 収入月額の求め方

収入基準

下記により計算してください。申し込み者本人及び同居親族(婚約者を含む)で収入のある方全員の年間総収入または年間総所得金額(令和7年1月から令和7年12月まで)が対象となります。なお、就職または開業されてから1年未満の世帯については★により計算してください。

計算方法

$$(A - B) \div 12 \text{ヶ月} = \text{収入月額} \quad (A \text{は下表参照、} B \text{は9ページ参照})$$

収入月額が15万8千円以下なら申し込みできます。

Aとは…… 年間総所得金額(または、年間合計総所得金額)

- 給与所得及び年金所得の方は、下記の要領で年間総収入金額(税込み金額)から年間総所得金額を計算してください。
- 事業所得の方は、そのままの金額が年間総所得金額です。

重要

令和7年度税制改正により、給与所得控除が見直しになるため、入居申込みに伴う収入月額の計算方法も下記のとおり変更されます。

・給与所得の方 令和7年に給与所得がある方(新たに就職した方を含む)

| 年間総収入(税込み)金額 | 年間総所得金額の計算式 | 年間総所得金額(A) 円 ②所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。 |
|-----------------------------------|--|---|
| 651,000円未満 | 年間総所得金額=「0」円 | |
| 651,000円以上~1,900,000円未満 | 年間総所得金額=年間総収入金額-650,000円 | |
| 1,900,000円以上 ~ 3,600,000円未満 | まず、次のとおり端数整理します。 (7)収入金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 左のとおり端数整理した支払金額 ×0.7-80,000円 | |
| 3,600,000円以上 ~ 6,600,000円未満 | (1)上の(7)で算出した数値に4,000円を掛ける。 次に(1)で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。 左のとおり端数整理した支払金額 ×0.8-440,000円 | |
| 6,600,000円以上~8,500,000円未満 | 支払金額×0.9-1,100,000円 | |

・年金所得の方 年金所得の控除額は変更ありません

| 年齢 | 年間総収入金額 | 年間総所得金額の計算式 | 年間総所得金額(A) 円 ②所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。 |
|---------|---------------------------|-----------------------|---|
| 65歳以上の方 | 1,100,000円以下 | 年間総所得金額=「0」円 | |
| | 1,100,001円以上~3,300,000円未満 | 年間総収入金額-1,100,000円 | |
| | 3,300,000円以上~4,100,000円未満 | 年間総収入金額×0.75-275,000円 | |
| | 4,100,000円以上~7,700,000円未満 | 年間総収入金額×0.85-685,000円 | |
| 65歳未満の方 | 600,000円以下 | 年間総所得金額=「0」円 | |
| | 600,001円以上~1,300,000円未満 | 年間総収入金額-600,000円 | |
| | 1,300,000円以上~4,100,000円未満 | 年間総収入金額×0.75-275,000円 | |
| | 4,100,000円以上~7,700,000円未満 | 年間総収入金額×0.85-685,000円 | |

(注) 給与所得と年金所得のある方は、上表により給与収入の所得金額をまた下表により年金収入の所得金額を計算し、合算したものが年間総所得金額(A)となります。

Bとは……… 控除合計金額

◎次の要領で控除合計金額を計算してください。

| 控除名 | | 控除対象者の範囲 | 計算式 | 控除合計金額⑤ 円 |
|--------|---------------------------|---|--|--------------|
| ① | 同居親族控除 同居しない扶養親族控除 | 申込者本人以外の同居家族および別居している扶養親族 | 380,000 円×()人＝ | |
| ② ③ | 老人控除対象 配偶者控除 老人扶養控除 | 70歳以上の扶養親族・配偶者 | 100,000 円×()人＝ | |
| ④ | 特定扶養親族控除 | 16歳以上23歳未満の扶養親族 | 250,000 円×()人＝ | |
| ⑤ | 寡婦控除 | 死別、離婚した後婚姻をしていないなどで下記⑥に該当しない者 ※事実婚の解消を含む | 270,000 円×()人＝ <small>(その者の所得金額が27万円未満のときはその額)</small> | |
| ⑥ | ひとり親控除 | 死別、離婚した後婚姻をしていない者などのうち生計を一にする子がある者 | 350,000 円×()人＝ <small>(その者の所得金額が35万円未満のときはその額)</small> | |
| ⑦ | 特別障害者控除 | 申込者本人あるいは①の該当者で1～2級の身障者など | 400,000 円×()人＝ | |
| ⑧ | 障害者控除 | 申込者本人あるいは①の該当者で3～6級の身障者など | 270,000 円×()人＝ | |
| ⑨ | 給与所得者控除 | 申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得を有する者 | 100,000 円×()人＝ <small>(その者の所得金額が10万円未満のときはその額)</small> | |
| ⑩ | 公的年金等所得者 | 申込者本人又は同居親族で過去一年間において公的年金等に係る雑所得を有する者 | 100,000 円×()人＝ <small>(その者の所得金額が10万円未満のときはその額)</small> | |

※・控除額は該当者1人についての額(年間)です。

- ・⑤寡婦控除は、所得金額から上記⑨、⑩の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・⑥ひとり親控除は、所得金額から上記⑨、⑩の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・⑨給与所得者、⑩公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・⑨給与所得者控除、⑩公的年金等所得者控除は、①～⑧と重複して控除できます。

★ 就職または開業されてから1年未満の世帯の計算方法

収入(就職した翌月から
申込み月の前月まで)

×12か月+夏期・冬期などのボーナス支給(推定額)=推定年間総収入金額

働いた月数(就職した翌月から
申込み月の前月まで)

<事業等所得の方も同様にして年間総所得金額を推定してください>

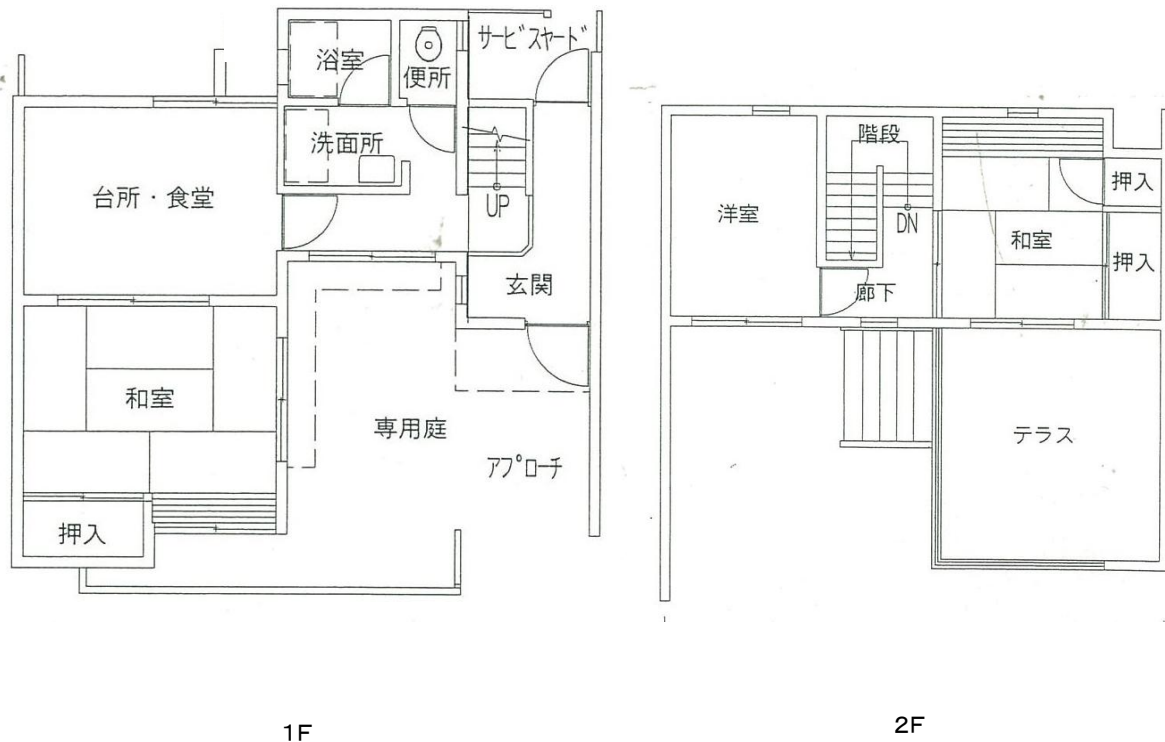
(注意) 今後、国等の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

河原町団地

| | |
|-----------|--------------|
| 管理開始年度 | 昭和60年度 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 駐車場の有無 | 有(団地会で管理) |
| 駐車場利用料 | 無 |
| エレベーターの有無 | 無 |
| 間 取 り | 3DK |
| 住戸専用面積 | 65.80㎡ |
| 募 集 号 室 | 2棟102号(1階) |

| 区分 | 入居者の所得 | 令和8年度家賃 (円) |
|-----|-----------------------------|-------------|
| I | 104,000 円以下の場合 | 16,600円 |
| II | 104,000 円を超え、123,000 円以下の場合 | 19,100円 |
| III | 123,000 円を超え、139,000 円以下の場合 | 21,900円 |
| IV | 139,000 円を超え、158,000 円以下の場合 | 24,700円 |
| V | 158,000 円を超え、186,000 円以下の場合 | 28,200円 |
| VI | 186,000 円を超え、214,000 円以下の場合 | 32,500円 |

※家賃は年度毎に変動する可能性があります。



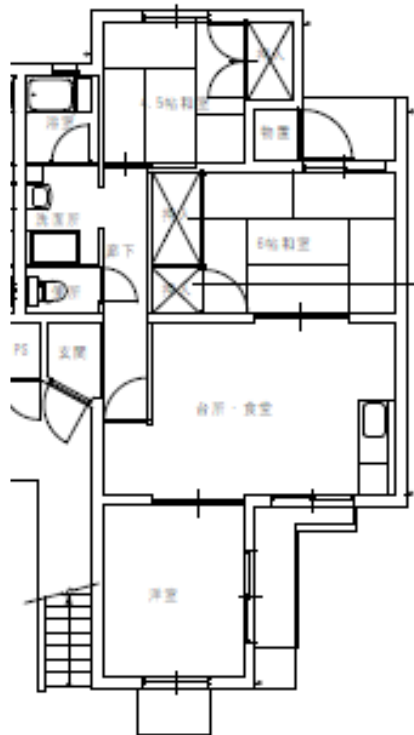
※上記平面図は代表的な住戸のものです。

河原町団地

| | |
|-----------|--------------|
| 管理開始年度 | 昭和61年度 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 駐車場の有無 | 有(団地会で管理) |
| 駐車場利用料 | 無 |
| エレベーターの有無 | 無 |
| 間 取 り | 3DK |
| 住戸専用面積 | 62.76㎡ |
| 募 集 号 室 | 4棟101号(1階) |

| 区分 | 入居者の所得 | 令和8年度家賃 (円) |
|-----|-----------------------------|-------------|
| I | 104,000 円以下の場合 | 15,900円 |
| II | 104,000 円を超え、123,000 円以下の場合 | 18,300円 |
| III | 123,000 円を超え、139,000 円以下の場合 | 21,000円 |
| IV | 139,000 円を超え、158,000 円以下の場合 | 23,600円 |
| V | 158,000 円を超え、186,000 円以下の場合 | 27,000円 |
| VI | 186,000 円を超え、214,000 円以下の場合 | 31,200円 |

※家賃は年度毎に変動する可能性があります。



1F

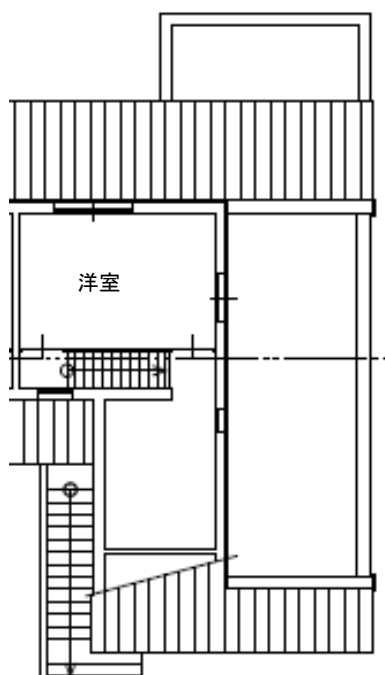
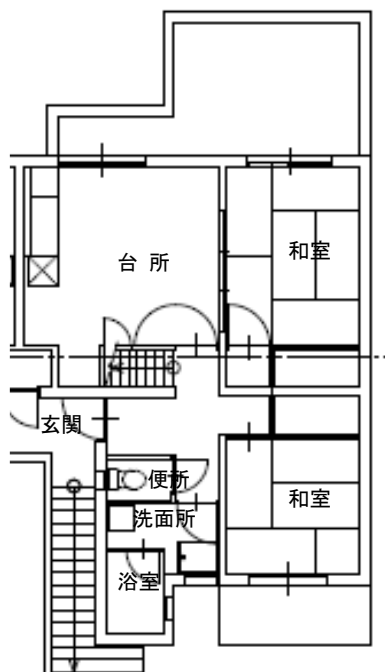
※上記平面図は代表的な住戸のものです。

河原町団地【子育て世帯枠】

| | |
|-----------|--------------|
| 管理開始年度 | 昭和62年度 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 駐車場の有無 | 有(団地会で管理) |
| 駐車場利用料 | 無 |
| エレベーターの有無 | 無 |
| 間取り | 3DK |
| 住戸専用面積 | 75.92㎡ |
| 募集号室 | 5棟202号(2階) |

| 区分 | 入居者の所得 | 令和8年度家賃 (円) |
|-----|-----------------------------|-------------|
| I | 104,000 円以下の場合 | 19,900円 |
| II | 104,000 円を超え、123,000 円以下の場合 | 23,000円 |
| III | 123,000 円を超え、139,000 円以下の場合 | 26,300円 |
| IV | 139,000 円を超え、158,000 円以下の場合 | 29,700円 |
| V | 158,000 円を超え、186,000 円以下の場合 | 33,900円 |
| VI | 186,000 円を超え、214,000 円以下の場合 | 39,100円 |

※家賃は年度毎に変動する可能性があります。



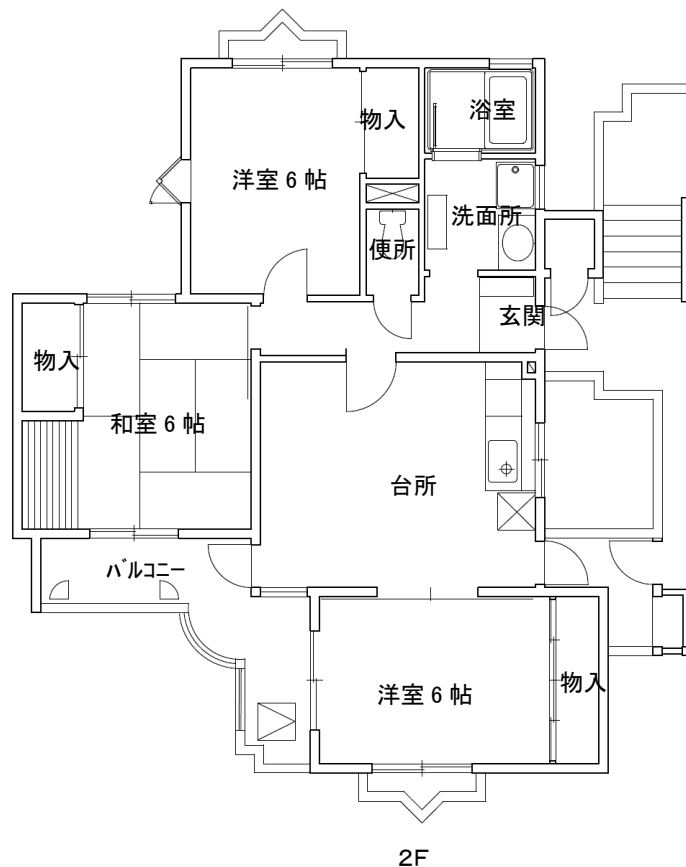
※上記平面図は代表的な住戸のものです。

市山団地【子育て世帯枠】

| | |
|-----------|--------------------|
| 管理開始年度 | 平成7年度 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 駐車場の有無 | 有 |
| 駐車場利用料 | 無(2区画目以降2, 100円/月) |
| エレベーターの有無 | 無 |
| 間取り | 3LDK |
| 住戸専用面積 | 71.86㎡ |
| 募集号室 | 2棟22号(2階) |

| 区分 | 入居者の所得 | 令和8年度家賃 (円) |
|-----|-----------------------------|-------------|
| I | 104,000 円以下の場合 | 21,800円 |
| II | 104,000 円を超え、123,000 円以下の場合 | 25,200円 |
| III | 123,000 円を超え、139,000 円以下の場合 | 28,800円 |
| IV | 139,000 円を超え、158,000 円以下の場合 | 32,500円 |
| V | 158,000 円を超え、186,000 円以下の場合 | 37,100円 |
| VI | 186,000 円を超え、214,000 円以下の場合 | 42,900円 |

※家賃は年度毎に変動する可能性があります。



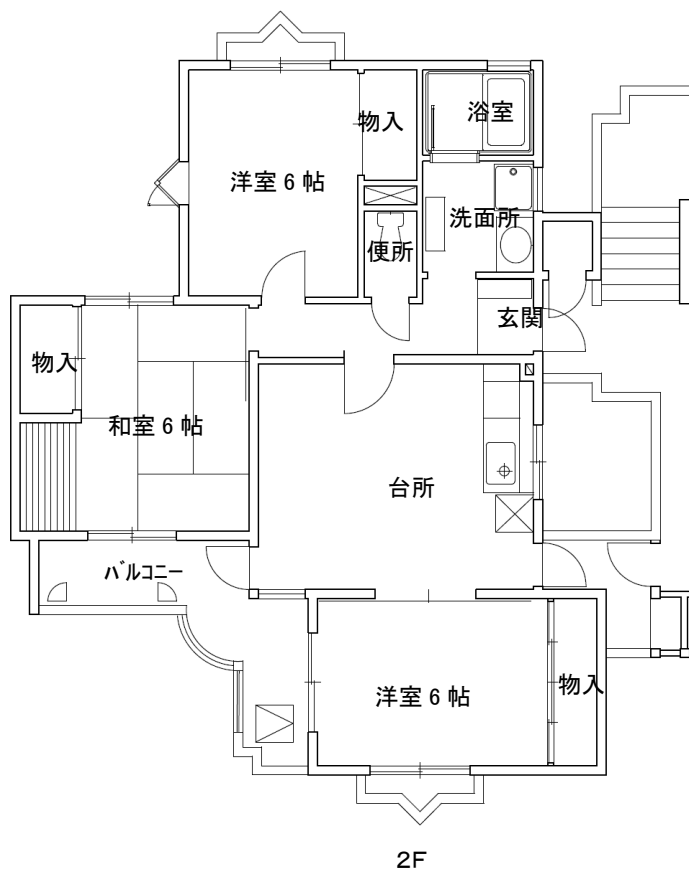
※上記平面図は代表的な住戸のものです

市山団地

| | |
|-----------|--------------------|
| 管理開始年度 | 平成7年度 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 駐車場の有無 | 有 |
| 駐車場利用料 | 無(2区画目以降2, 100円/月) |
| エレベーターの有無 | 無 |
| 間 取 り | 3LDK |
| 住戸専用面積 | 71.86㎡ |
| 募 集 号 室 | 4棟22号(2階) |

| 区分 | 入居者の所得 | 令和8年度家賃 (円) |
|-----|-----------------------------|-------------|
| I | 104,000 円以下の場合 | 21,800円 |
| II | 104,000 円を超え、123,000 円以下の場合 | 25,200円 |
| III | 123,000 円を超え、139,000 円以下の場合 | 28,800円 |
| IV | 139,000 円を超え、158,000 円以下の場合 | 32,500円 |
| V | 158,000 円を超え、186,000 円以下の場合 | 37,100円 |
| VI | 186,000 円を超え、214,000 円以下の場合 | 42,900円 |

※家賃は年度毎に変動する可能性があります。



※上記平面図は代表的な住戸のものです